

「IMC 介護付有料老人ホーム若草南・入居・利用に関する」重要事項説明書

令和 8 年 8 月 1 日現在

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設の概要	1
3. ご利用施設	1
4. 施設利用対象者	2
5. 利用契約に伴う契約期間とサービス提供の手順	2
6. 居室の概要	3
7. 職員の配置状況	3
8. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
9. 利用料金（1 日あたり）	5
10. 施設を退去していただく場合	8
11. 契約代理人と身元保証人	9
12. 苦情の受付について	9
13. サービス提供における事業者の義務	10
14. 契約者の施設利用上の注意義務	10
15. 個人情報の取り扱い及び秘密の保持	11
16. 損害賠償について	11
17. 重要事項の変更について	11

「IMC 介護付有料老人ホーム若草南・入居・利用に関する」重要事項説明書

令和 5. 11. 13 現在

当施設は、入居契約及び特定施設入居者生活介護の契約（以後利用契約という）を頂いた方にサービスを提供します。当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 株式会社アイ・エム・シーライフステージ
- (2) 法人所在地 高知県高知市竹島町 13 番地 1 うしおえメディカルビル・イーア 4F
- (3) 電話番号 TEL 番号 (088-837-8402) FAX 番号 (088-837-8401)
- (4) 代表者氏名 代表取締役 熊野 守洋
- (5) 設立年月日 平成 10 年 10 月 28 日
- (6) e-mail アドレス wakakusaminami@imc-ls.com

2. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 木造 2 階建
- (2) 建物の延べ床面積 敷地 2,594.86 m² 延床面積 2,434.30 m²
- (3) 併設事業 IMC デイサービス若草南

事業の種類	高知市長の事業者指定	利用定数
通所介護	第 3970107896 号	60 名

3. ご利用施設

- (1) 施設の種類
特定施設入居者生活介護・令和 5 年 11 月 13 日 第 3970107896 号
- (2) 施設の目的
事業者が設置する事業所において実施する特定入所者生活介護の適正な運営確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他従業者（以下「従業者」）が、要介護状態の利用者に対し、適切な特定入所者生活介護を提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 IMC 介護付有料老人ホーム若草南
- (4) 施設の所在地 高知市若草南町 6 番地 36 号
- 交通機関 最寄駅 朝倉駅 ・JR 利用（駅徒歩 20 分）
とさでん交通バス（朝倉第二小学校前徒歩 5 分）
- (5) 電話番号 (088-856-7728) F A X 番号 (088-856-7827)
- (6) 管理者氏名 竹村 文伸
- (7) 当施設の運営方針

要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行う。

(8) 開設年月日 令和 5 年 11 月 1 日

(9) 入所定員 60 人

4. 施設利用対象者

(1) 当施設に入居できるのは以下の方となります。

介護保険制度における要介護認定を受け、「要支援若しくは要介護」と認定された方。

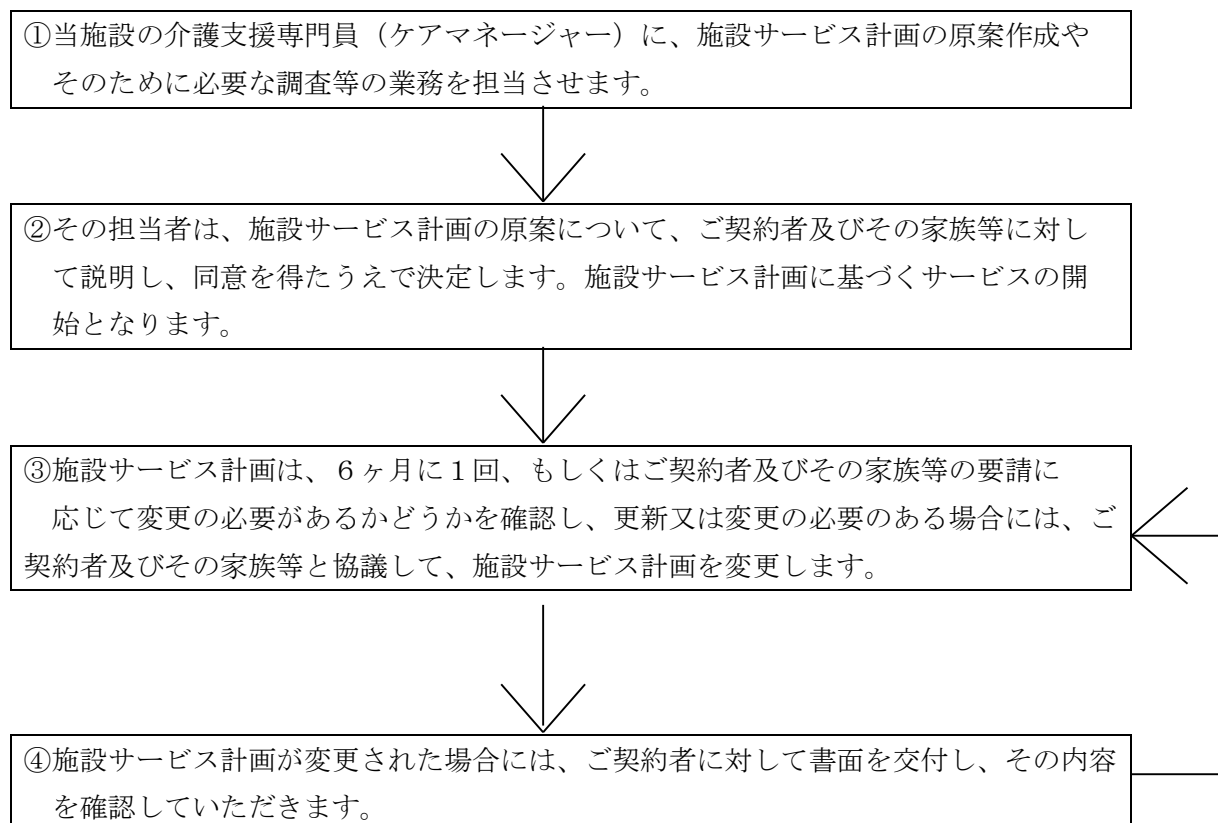
(2) 事業者から、入居契約の締結前に感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、ご契約者は、これにご協力くださるようお願いいたします。

5. 利用契約に伴う契約期間とサービス提供の手順

(1) 利用契約における契約期間は、利用開始日又は要介護認定有効期間開始日から利用終了日（退去日又は認定期間満了日）迄とします。なお、要介護認定の対象外になった者が、改めて要介護認定を申請し、要支援又は要介護と認定された場合は、認定有効期間開始日をもって契約期間の開始日とし利用契約が開始されているものとみなします。

(2) 介護保険法に基づく具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後速やかに作成することとし、以下の流れで対応を行います。

(契約書第12条参照)



- (3) 施設サービス計画を担当する職員は、職名 介護支援専門員 氏名 永野 美智子 とします。
 なお、計画作成担当者が変更となった場合は、改めて連絡させていただきます。

6. 居室の概要

(1) 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	60 室	洗面台 居室面積 13.5～13.16 m ²
食堂	2 室	1 階・2 階 99.00 m ²
浴室・脱衣室	2 室	1 階・2 階 27.00 m ²
洗濯室	2 室	
事務・相談室	1 室	1 階 30.00 m ²
スタッフルーム	1 室	2 階

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
 その際にはご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。（契約書第6条参照）

7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ 職員の配置については指定基準を遵守しています。（3：1以上）

職 種	常勤	非常勤	常勤換算※	指定基準
1. 管理者（管理者）兼務	1名	0名	1名	1名
2. 生活相談員	1名	0名	1名	1名
3. 介護職員	12名	0名	12名以上	
4. 看護職員	6名	0名	6名以上	看護・介護合せて20名
5. 機能訓練指導員 兼務	1名	0名	1名	1名
6. 計画作成担当者（介護支援専門員）兼務	1名	0名	1名	1名

※ 常勤換算・・・従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法

＜主な職員の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	日勤：9:00～18:00 1名
2. 生活相談員	日勤：9:00～18:00 1名

3. 看護職員・介護職員	早出：7:00～16:00	3名
	日勤：8:30～17:30	3名
	遅出：10:00～19:00	3名
	遅出B：10:30～19:30	3名
	夜勤：16:30～9:30	3名
5. 計画作成担当者 (介護支援専門員)	日勤：9:00～18:00	1名

<配置職員の職種>

生活相談員・・・ご契約者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名以上の看護・介護職員を配置しています。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活の介護、介助等も行います。24時間 1名の看護職員を配置しています。

計画作成担当者

(介護支援専門員)・・・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1名以上の介護支援専門員を配置しています。生活相談員が兼ねる場合もあります。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金（利用権方式）

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

サービスの概要

一日の日課の概略は、以下の通りです。

① 食事

- ・当施設では、委託の栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体
の状況のおよび嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して摂っていただくことを原則としています。
- ・食事時間

朝食：7:30～8:30 昼食：11:30～12:30 夕食：17:30～18:30

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・入浴時間帯は、以下の通りとなっています。
- ・個人浴・・・9:30～11:30、13:30～16:00の間
※入居者のご都合に合わせて行います。
- ・特殊浴・・・9:00～12:00、14:00～15:30の間

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑥ 機能訓練

- ・状態に合わせて日常生活の中での機能訓練を行います。

9. 利用料金（1日あたり）

（1）入居契約に基づく利用料金（契約書第15条、第16条参照）

サービス利用料金表

- ① ご契約の開始及び終了が月の途中の場合は、日額積算により算出させていただきます。但し、外泊、入院等による不在の期間は、日額積算にはなりません。
- ⑦ 国が定める基準にもとづき、施設利用料（サービスの提供に要する費用、生活費、居住に要する費用）を毎月お支払い頂きます。
- ⑧ ご契約者が病院または診療所に入院した場合であっても、入院した翌日以降の所定の介護費を除き、生活費・居住に要する費用・サービスの提供に要する費用・上乗せ介護費等のサービス料はお支払い頂きます。

（2） 利用契約に基づく利用料金（契約書第15条、第16条参照）

- ① ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い頂きます。なお、介護給付費体系の変更があった場合、サービス利用料金を変更させていただきます。

※利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。（別紙資料参照）

※利用者の不在期間(外泊・入院などで、まる1日当施設をご不在にされた日数をいいます。外泊・入院初日と当施設に戻られた日は不在期間に入りません)については、請求いたしません。

※介護給付費は、厚生労働省の定める基準に従って変更される場合があります。

（3） 入居・利用契約に基づくその他のサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 特別な食事（酒類を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。 利用料金：要した費用の実費

（※ ご希望に沿えない場合もありますのでご了承ください。）

- ② 理美容

希望に応じて、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪、パーマ、毛染め等）をご利用いただけます。（1000円～6000円）

- ③ 預かり金の管理（契約書第18条参照）

ご契約者の希望により、預かり金管理をご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

ア 保管管理者：管理者

イ 出納方法：2万円を限度にお預かりできます。（預かり金管理規程参照）

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーション活動やクラブ活動に参加していただくことができます。なお、レク活動及びクラブ活動で必要な実費は徴収させて頂くことがあります。

ア 主なレクリエーション行事予定

	行 事 と そ の 内 容	備考
1 月	1 日 お正月（御節料理をいただき新年を祝います）	
2 月	3 日 節 分（豆まきを施設内で行います）	
3 月	3 日 ひなまつり、若草マルシェ（地域と共に行うイベント）	
4 月	上旬 お花見をします。	
5 月		
6 月		
7 月	七夕（飾りを作り、飾付けをおこないます）	
8 月	納涼祭（盆踊り、演劇ショー、夜店等で楽しく過ごします）	
9 月	運動会（色々な競技を行ないみんなで楽しみます） 若草マルシェ（地域と共に行うイベント）	
1 0 月		
1 1 月		
1 2 月	クリスマス会 忘年会	

※その他 毎月、誕生会を行います

イ クラブ活動

書道、茶道、華道（材料代、講師代の実費をいただくことがあります。）

⑤ 日常生活用品

日常生活用品の購入については下記の通り定めています。

※施設ごと

⑥ ご契約者の移送

ご契約者の通院や入院および外泊時の移送は、緊急時以外はご家族でお願いいたします。（協力医療機関は無料です）

⑦ 居室の明け渡し時の精算（契約書第16条）

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約満了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）を日割計算によりご負担していただきます。

（4）利用料金の変更

- ① 利用料金は、介護給付費体系の変更があった場合、或いは高知市長の定める基準の改正若しくは変更が生じた場合は、変更内容に応じて変更を行います。また経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合には相当な額に変更を行います。変更を行う場合は、その内容を2ヵ月前迄にご説明します。

- ② ご契約者が、変更内容に同意できないと判断された場合には、契約を解除することができます。

（5）利用料金のお支払い方法（月払い方式）

前記（１）（２）（３）の料金・費用は、１ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２５日までに別紙の定める方法でお支払下さい。（※振り込み又は振替）（１ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

（６）入居中における健康管理と医療の提供について

- ① ご契約者の体調・健康状態からみて対応が必要と思われる場合は、看護職員がご契約者に状態確認を行った上で必要な措置を行います。
- ② ご契約者の病状が急変した場合、或いは事故その他必要な場合は速やかにご契約者の身元保証人又は家族に連絡を行います。なお、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行います。
- ③ 医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

◎協力医療機関

医療機関の名称	ヘイワメドクリニック
所在地	高知県南国市大そね甲 1203-5
診療料	内科、皮膚科、精神科
医療機関の名称	細木病院
所在地	高知市大膳町 37 番地
診療料	総合診療等

◎協力歯科医療機関

医療機関の名称	うぐるす歯科医院
所在地	高知市鶴来巣 10 丁目 5-5

10. 施設を退去していただく場合（契約書第26、27条参照）

（１）契約の終了について

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（２）ご契約者からの退去の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第25条参照）

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退去を申し出ることができます。その場合には退去を希望する日の※30日前までに解約をお申し出ください。

なお、ご契約者が契約解除予告手続きを行わず退去された場合は、事業者が退去を知った日から30日間は契約が継続していたものとし、利用料等の請求をさせていただきます。

※ ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、当施設を退去することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に違反した場合

- ③ 事業者が破産等の事情により事業の継続見通しが困難となった場合
 - ④ その他介護保険法等関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合
- (3) 事業者からの申し出により退去していただく場合（契約書第25条、第26条、第27条参照）

以下の事項に該当した場合には、文書により3週間以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

- ① 契約者が契約締結時及びその後の申請手続きにおいて、虚偽の記載及び申告を行った場合
- ② 契約者による利用料金等の支払いが、催告にもかかわらず2ヶ月以上遅延した場合
施設が定めた利用料金の変更に同意できない場合
- ③ 契約者の行動が他の入居者又はサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合、又は共同生活の秩序を著しく乱した場合、又は事業者の社会的信用を失墜させた場合
- ④ 契約者が事業者の承認を得ないで施設の建物や付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ事業者からの求めにもかかわらず原状回復をしない場合
- ⑤ 契約者またはその家族が事業所またはそのサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき
- ⑥ 契約者が連続して1か月を超えて施設を不在にした場合及び病院又は診療所に1ヶ月を越え入院すると見込まれ、医師が施設への復帰が困難と判断した場合、若しくは入院して1ヶ月を超えた場合、又は利用者の心身の状況の変化に伴い介護保険サービスを受ける必要な状態にもかかわらず必要な介護保険サービスを受けることができなくなった場合
- ⑦ 施設の解散、破産又は滅失や重大な毀損によるやむを得ない事情により、サービスの提供が不可能な状態及び閉鎖する場合

(4) 円滑な退去のための援助（契約書第26条第2項参照）

ご契約者が、当施設を退去される場合には、ご契約者の希望により円滑な退去ができるよう援助させていただきます。援助に当たっては、ご契約者の心身の状況や置かれている環境等を考慮した援助を速やかに行うこととします。

- 病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

11. 契約代理人と身元保証人（契約書第17条参照）

(1) 契約代理人

ご契約者は、代理人を選任してこのご契約を締結することができます。代理人は、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して頂きます。

(2) 身元保証人

- ① ご契約者は、入居に際して1名以上の身元保証人を選任して頂きます。但し、身元保証人を選任できない相当の理由が認められる場合には、身元保証人の選任は求めませんが、身元保証人又は成年後見人が早期に立てられるよう努力を行って頂くようお願いします。
- ② 身元保証人の方は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の責務・債務につき、ご契約者と連帯してその履行の責任を負って頂きます。
- ③ 身元保証人の方は、前項の責任の他、次に定める責任も負って頂きます。
ア) ご契約者が疾病等により医療機関に入院する場合は、入退院・手術の同意等の手続き、費用精算、

入院中の世話、医師との連携などを円滑に遂行して頂きます。

イ) 本契約が終了した場合は、事業者と連携しご契約者の状態に応じた受け入れ先の確保をお願い致します。

ウ) ご契約者が死亡した場合又はその他の事由で契約が終了した場合は、速やかに身柄及び残置品等の引き取りなど必要な処置を行って頂きます。

④ 身元保証人の方が、本契約上の身元保証人としての義務の履行が不可能または著しく支障をきたす事由が生じた場合には、ご契約者は、新たな身元保証人の方を選任して頂き、書面で提出して頂きます。

⑤ 身元保証人の方が、利用料金の変更、特定施設サービス計画の変更等の通知を希望される場合は、通知させていただきます。

12. 苦情の受付について（契約書第30条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口：（氏名） 松本 美由喜（職名） 生活相談員

○苦情解決責任者：（氏名） 竹村 文伸（職名） 管理者

○受付時間 毎週月曜日～金曜日： 9：00～17：00

第三者委員 （氏名） 植田 達也（職名） 常務

（連絡先） 088-837-8402（9：00～17：00）

（2）行政機関その他苦情受付期間

○国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 高知市丸の内2-6-5 電話番号 088-820-8410
○高知市介護保険課 事業係	所在地 高知市本町5-1-45 電話番号 088-823-9972

13. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条、第14条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。

② 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のため必要な援助を行います。

④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、事前に利用者及びご家族へ十分説明し、同意を得るとともに適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

1 4. 契約者の施設利用上の注意義務

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ちこみの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません

- ・居室内及び居室内の家具に入りきらない物

(2) 面会

面会時間 9：00～17：00

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、2日前にお申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第19条、第20条、第21条参照）

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意または過失により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合にはご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- ⑤ 造作及び模様替えをする場合、施設に承認を得なければなりません。費用が発生する場合は自己負担になります。

(5) 喫煙

施設の敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(6) 動物の飼育

ペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1 5. 個人情報の取り扱い及び秘密の保持（契約書第29条参照）

- (1) 「個人情報の保護に関する法律」に基づき個人の権利、利益を保護するために、契約者及びその家族等の個人情報を適切に管理します。当施設の定める個人情報に関する規則により、「個人情報保護方針」及び「個人情報の利用目的」を明確にし、施設内に掲示します。但し、医療上必要な場合及びサービス担当者会議等において、契約者及び契約者の身元保証人に関する個人情報が必要な場合は、必要最低限とし、同意書を交わしその同意を得るものとします。同意書の有効期限は、契約期間に準ずることとします。

また、事業者及びサービス従事者は、正当な理由がない限りサービスの提供にあたって知り得た契約者、及び契約者の身元保証人の秘密を第三者に漏らしません。これは、職員が退職した後も継続することとします。

1 6. 損害賠償について（契約書第22条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。そのため事業者は、施設サービス事業者賠償補償制度に加入しています。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

17. 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる場合は運営懇談会等で入居者、身元保証人等へ周知し、個別の同意を得るものとします。

令和 年 月 日

入居契約並びに利用契約にもとづく サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

IMC 介護付有料老人ホーム若草南

管理者 竹村 文伸 ⑩

説明者職名 生活相談員 氏名 松本 美由喜 ⑩

(説明場所：) (説明時間： ～)
私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、入居契約並びに利用契約にもとづくサービスの提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住所 _____

氏名 _____ ⑩

代理人 (選任した場合)

住 所： _____

氏 名： _____ 印

身元保証人

住所

氏名

㊞

(契約者との続柄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、入居契約開始並びに利用契約にもとづくサービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名

㊞

(契約者との続柄)